

スルコトヲ得

第六條 債権者タル小作権ニシテ其ノ存続ニツキ半アル場合ハ其ノ半ニ関スル判決確定スルマデ小作権ハ尚存続スルモノトス

第四節 小作契約ノ更新

第七條 地主ガ小作地ニ自ラ及家族ノ力ヲ以テヨリ回入スルハ必キアル場合ニ於テ租額減了ノ時ヨリ少クトシテ一年間ニ於テ更新ノ拒否スルコトヲ小作人ニ通知シタル場合ヲ除クノ外其ノ小作契約ハ更新セラレタルモノト看做ス

第五節 小作権ノ譲渡及小作地ノ轉賃貸貸

第八條 小作権ヲ譲渡スルハ小作地ノ轉賃貸若ハ賃貸ハ其ノ旨ヲ地主ニ通知スルニ非ザレバ地主ニ對抗スルコトヲ得ス

第九條 小作権ノ譲渡又ハ小作地ノ轉賃貸若ハ賃貸ヲ禁ぜ又ハ制限タル特約無効トスルハ該種内譲渡又ハ小作地ノ轉賃貸若ハ賃貸トシテ之ヲ譲渡人又ハ轉賃貸人若ハ賃貸人ハ不當ノ利益ヲ受ケルコトヲ得ス

第六節 小作地ノ賣却

第十條 地主ガ小作地ヲ賣却セントスルトキハ先ツ其ノ小作人ニ対シテ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

小作人ガ其ノ小作地買取ノ意思アル場合ニ於テハ前項ノ通知ヲ受ケタル後一月以内ニ買取ノ通知ヲナサザルトキ又ハ買取ノ通知ヲ為シタル後三月以内ニ小作審判所ノ判定ノ請求ヲ為サザルトキハ地主ハ小作地ヲ他ニ賣却スルコトヲ得

第七節 小作権ノ消滅

第十三條

小作権ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

(1) 小作人ガ正當ノ理由ナクテ連續ト三年以上小作料ヲ滞納シタルトキ
(2) 小作人ガ小作地ヲ若シク荒蕪セシメ又ハ小作地ニ永久損害ヲ及ボスベキ行爲ヲナシタルトキ

第十四條

小作人ガ地主ヨリ小作地賣却ノ通知ヲ受ケタル後一月以内ニ買取ノ通知ヲナサザルトキ又ハ買取ノ通知ヲ為シタル後三月以内ニ小作審判所ノ判定ノ請求ヲ為サザルトキハ地主ハ小作地ヲ他ニ賣却スルコトヲ得

第十五條

地主ハ本法ノ規定ニヨリニ非ザレバ小作権ヲ消滅セシムルコトヲ得ス

第二章 小作料

第一節 小作料ノ支拂

第十五條 物納小作料ハ其ノ小作地ニ生産シタル普通品又ハ其ノ相当品ヲ以テ支拂フモノトス 物納小作料ノ要領ニ依ルテハ其ノ旨ヲ地主ニ通知シタル

前項ニヨリ消滅ガ收獲後作付前又ハ償習ニヨリテ定マリタル時期其ノ他小作人ノ損害最モ少キ時期ニ非ザル場合ニ於テハ小作権ハ其ノ收獲終リタル償習ニ因リテ定マリタル時期又ハ爾後一年以内ノ小作人ノ損害最モ少キ時期マデ存続スルモノト看做ス